

農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会（または都道府県知事）の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

○ 農地法第3条の主な許可基準

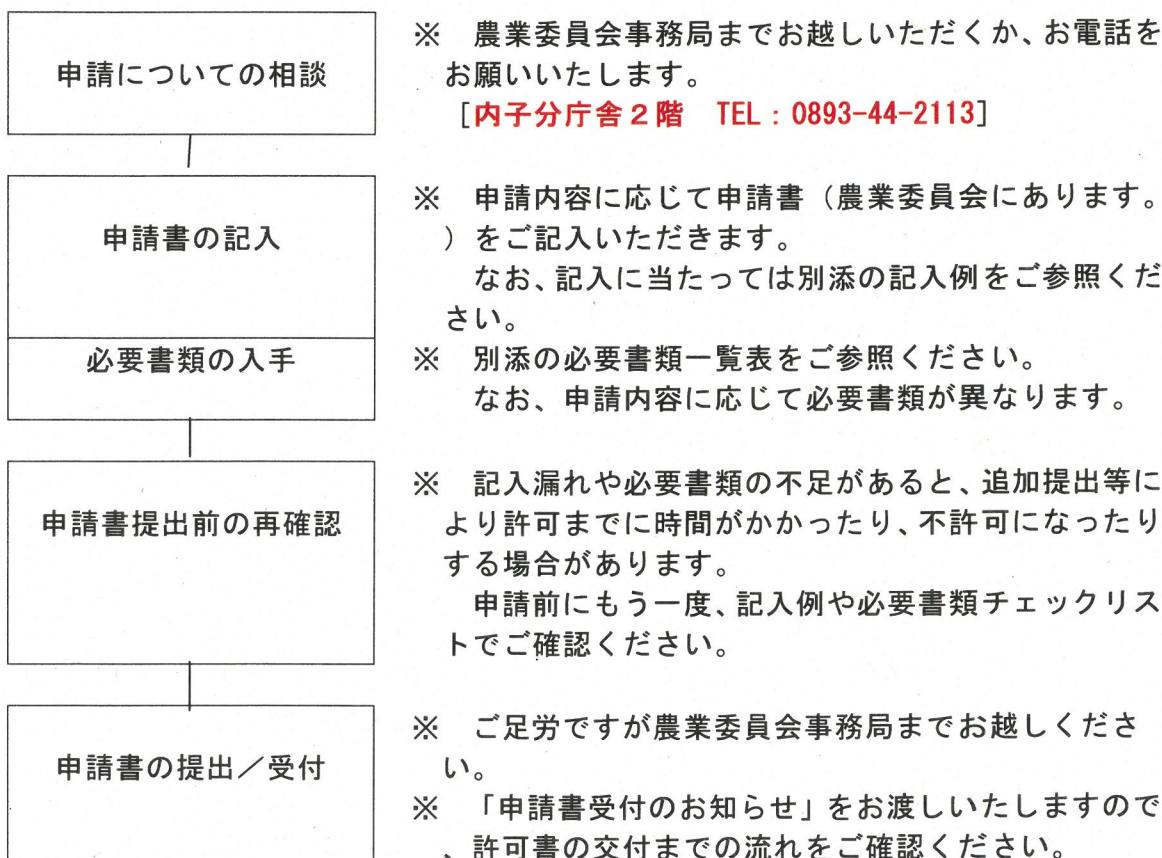
- 農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。
- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
 - ・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）
 - ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
 - ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

○ 農地法第3条許可事務の流れ

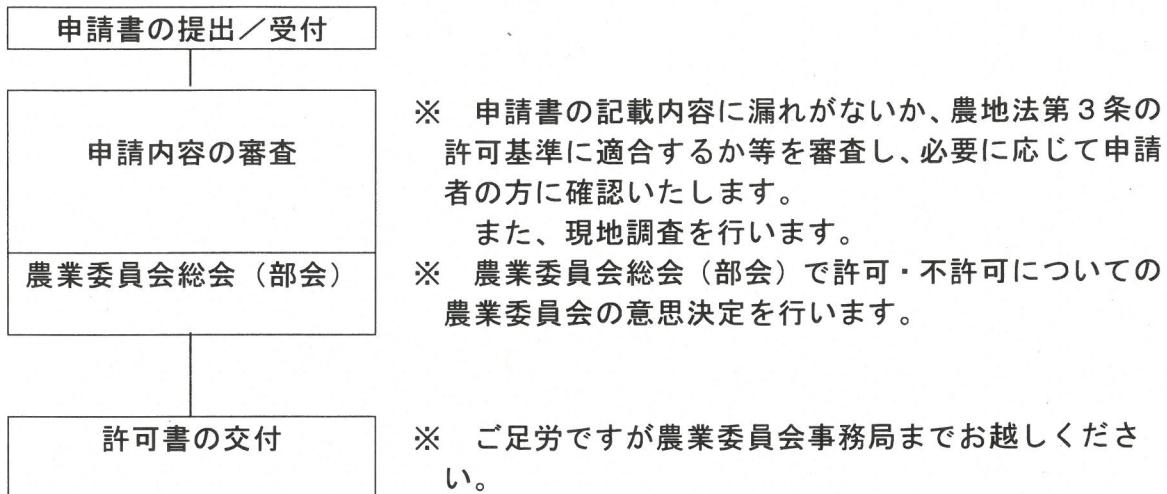
- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・ 内子町農業委員会では、申請書を毎月8日締めとし、その月の25日に定例会を開催して審議を行い、迅速な許可事務に努めております。（土・日・祝日の場合は変更あり）なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ



農業委員会等の流れ

申請書は**毎月8日**締め切り、許可書の交付は定例会の翌日～月末までに交付する予定です。
(土・日・祝日の場合は締め切り日や総会開催日が前後しますので、農業委員会で確認してください。)



※所有権移転等の登記については、法務局（松山地方法務局 大洲支局）で行ってください。
農業委員会への許可申請は、所有権移転登記の前に行ってください。